

参考資料

※1 廻船手形

原文筆写

覚

出羽国庄内酒田湊柿崎屋金兵衛手船
沖船頭徳太郎船大徳丸式百五拾石積壹艘
船頭水主共五人乗為商売之諸国廻船
致渡海候乗組一同御制禁之邪宗門之
者二無御座候於津々浦々二無相違御通可被下候以上
酒井左衛門尉領分

文政十二年丑四月 渡辺隼人 印

栗林信右衛門 印

上林勇右衛門 印

二木與助 印

鑑屋惣右衛門 印

書き下し

出羽国庄内酒田湊、柿崎金兵衛手船、
沖船頭徳太郎船、大徳丸、式百五拾石積、壹艘、
船頭、水主共五人衆、商売の為、諸国廻船、
渡海致し候乗組一同、御制禁の邪宗門の
者に御座無く候、津々浦々に於いて、相違い無く御通し下さるべく候 以上

※2 永田家文書

原文筆写

一 百六拾三匁九歩 駒口五ヶ月分

一 百式拾式匁者 とど嶋注より1いか拾壹駄分

〆式百八拾五匁九分者 銀子

此永錢四貫式百八拾文 但壹匁に付

拾五匁づつ

一 四拾八匁五歩者 役鰯之銀子
但此銀子ハからかねたま五千七百 くらかね
たま式千七百 ちや五斤 永錢百五十文に而
取之

一 九拾五俵者 役塩但 はま通八村より
かま数式拾八此内
つりかま三つ

己上

右之通請取候者也 仍如件

慶八

極月十三日

宝

志村宝印

注1 飛島のこと

※3 酒田町年寄、大庄屋共帯刀御免願出の件につき意見書写

現代語訳

松平藤九郎在職中、酒田町年寄、大庄屋達が帯刀をお許しくださるよう、文書を持ってお願いしたことについて、その頃の藤九郎がお城へ参り、帯刀御免のお願いを申し上げましたところ、間もなくお知らせくださるよう、おっしゃられましたので、そのことを言い渡しておくわけです。

酒田町のことは、御料所の役人や、他所との関係等も多く有り、もちろん、出火のときなどは、旅人の入りこむ場所のこと、また、里の方から出てきた請人足へ差し回しても、いいかげんに思われ、その上、支配の内に帯刀御免の者もおられるところ、町の重要な役目の者が一刀では軽々しく見受けられ、お勤めのことによっては都合の悪いこともあり、役柄の威力も薄くなり、取締りにもならないようなありますので、どうか鶴岡の大庄屋たちと同様、父子とも帯刀御免仰せつけてくだされば、私共ありがたく幸せに存じます。

また、年寄達のごことは鶴岡でも一刀でお勤め致しておりますので、大庄屋達ばかりでも、このたび帯刀御免いたし下さるよう存じます。

未

以上

二月

黒川権太夫

※4 藩より酒田豪商へ内々才覚金につき調達関係の覚書類

原文筆写

覚

一金式千両 御内々才覚

御頼金

内

五百両 本間正七郎

三百両 青塚治郎右衛門

三百両 唐仁屋藤十郎

五百両 柿崎孫兵衛

式百両 大沼平八

白崎五右衛門

池田藤九郎

舛川勘三郎

式百両 浜田五右衛門

一金式千両 此利六分

此利百四拾四両

一同千六百両 丑

同百十五両式歩

一同千式百両 寅

同八十六両四拾匁

一同八百両 卯

同五拾七両六拾匁 辰

一同四百両

同廿八両八拾匁 巳

利合四百三拾式両三拾匁

※5 庄内藩御貸金方の御用筆筒 扉書き

【右扉】

明和亥四年

中村葛衛門方義

御貸金方 原半右衛門安貞

田中連太一家

本間久一二郎光丘きゅうしろう

【左扉】

片桐七太夫

御用篁筥 田中喜助

正月吉祥日 加藤安右衛門

阿部保七

※6 心学紀行

原文筆写

鳥海山の半腹に雲かかれるを見て

不二に似て雲見おろすや鳥の海

先生

八ツ時過酒田着、五大院へ止宿。当院時鐘有、夜中つく事早く、

フト目覚聞馴れぬ鐘の響に驚きて

嫁ヤくと呼起しけり

同廿三日 下中町越前屋藤右衛門へ引移、唐仁や藤十郎殿□(より)請待

有難や今までしらぬ御道を

知り得て人に知らせたきもの

近藤

酒盛に御手さわよいと誉られて

帰りかけにハ足かよろつく

同廿四□五ノ町糟谷源吾へ止宿

同廿九日 六ノ丁山田吉右エ門殿請待

七月朔日 白崎五右衛門殿請待

同二日 不動院請待

同三日 押切村□船にて迎参り、同村肝煎半助へ止宿

三日・四日 耕福寺にて道話

上組肝煎 治左衛門 中組 半助

下組同 与 右衛門

御知行取御鷹匠席 加藤永太

三本木村 御扶持取 阿部彦右衛門

対馬村 同 菅原九蔵

※7 心学廻村日記

原文筆写

- 一、同廿九日 明光寺道話二席
- 一、同夜 同断
- 一、同晦日昼 同断

貫物

- 一、煙草半斤 後藤石吉殿
- 一、くわし一袋 喜之一殿
- 一、最中饅頭 山寺村 七太郎殿
- 一、くわし一包 荒町 河内屋 喜兵衛殿
- 一、万年糖 同 田美屋 佐兵衛殿
- 一、餅五 御手代 五十嵐 肇殿
- くわし

弥左エ門様幕下

- 一、干温鈍三把 斎藤 東三郎殿

十月朔日

- 一、万年糖 酒田 糟谷 源吾殿
- 一、菓子箱 酒田 渡辺 隼人殿
- 一、白ぶどう 同 伊藤 弥左衛門

※8 猩々会記 しょうじゅうえ

原文筆写

丑九月十七日献立 宿 紙谷

- 平皿 がん 御汁 豆腐

志いたけ 御食 ならちや

干こんにやく ならちや||奈良茶飯の略。煎じた茶に酒、大豆等を入れて、塩味で炊いた飯

牛房 ごぼう

ねぎ

手塩 香之物

炙物 小鯛

引手 数之子

中酒

引手||膳に添えて出す肴、菓子等。

一 御肴 炙鮎

二 献

一同 田尔たにしあへ物

御吸物 志しじみ貝

三 献 台

台二食物、飯

夜興

御吸物 雜喉 小食

小茄子

ねぎ

引手 かうの物

引肴

一 牛房太煮

御酒

御肴

一 刺身 鮎ほら

一 煮付 鮑釜干

一 浜炙 大鯛

一 納豆

一 煮浸 豆腐

こんにやく

いも□

台 海老

梨子

立酒

御吸物 しそ湯

千秋萬歳楽

当番

延享二乙丑秋

川越道基

高橋喜右衛門

唐仁屋藤十郎

最上屋忠兵衛

井□□元安

糸屋六右衛門

宿

紙屋与左衛門

※9 さかたごひいきいままおなごち女子しゆ

【右】

あしひきの客のころいっろハ何こらん

長くしよをひと獨りねられん

もんかくうちおたつ
門角内大辰

【左】

ほっけうちおしも
法華内大霜

袖の浦にうち出見いでれはしらほ見へ

とびしま
飛嶋かけて戀こいの湊に

※10 酒田三十六人衆つとめかた勤方規約書

現代語訳

- 一 藩御用の人馬に限らず、往来する旅人も迷惑しないように、風雨にかかわらず昼夜ともに念を入れて人馬の継ぎ送り等をはかるよう申しつけること
- 一 藩の侍が玄関へ参られたならば、取次の者は敷き台で挨拶を丁寧にしたし、用件の事を承り、又、門前で挨拶のあったときには草履をはいて出ること、ただし、御給人（藩から年貢の徴収権のある土地を与えられている侍）でも、丁寧に粗末の無いようにすること。もつとも、お使いに参られた者が玄関に参られたならば、不案内のことなので中の口（玄関と台所口の間にある入口）に廻るよう申すこと
- 一 幕府御用の荷物及び、大名方の荷物が当役所へ参ったならば、取り扱い方としてむしろ、はしごなどを出しておくこと。しかし、土間においてはならない。この事を人足へ申し付け、心得違いのないようによくよく申しつけること